

ご検討にあたってご確認ください

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

なお、「ご契約のしおり・約款」はネオファースト生命Webサイト内(<http://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>)にて、ご確認ください。お申付けいただければ冊子を事前にお送りいたします。

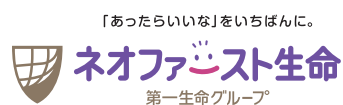
✓ 通信販売における注意事項

特定疾病保険料払込免除特約(2018)のⅡ型およびⅢ型の取り扱いはありません。

パンフレット掲載のプラン以外(主契約または特約の給付金額、保険料払込期間など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



本資料は2018年2月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2017年11月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

募集代理店は同封の送付状をご覧ください。

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>
<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

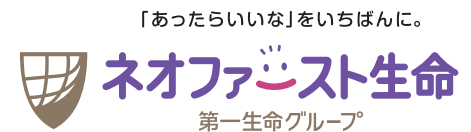
0120-312-201

[受付時間] 9:00 ~ 19:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

N2058-01 (登) B17N1188 (2017.12.15) ② 営業本部 '17年12月作成

1 商品パンフレット

通信販売用



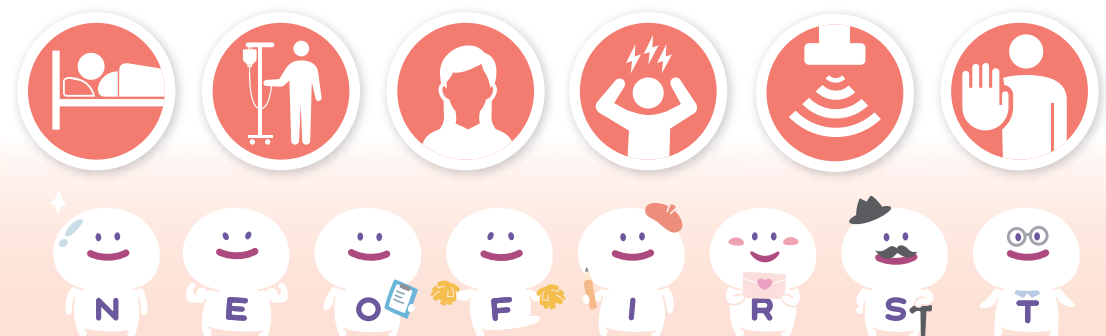
< 無解約返戻金型入院一時給付保険 >

病気やケガによる入院に 一時金で備える保険

◆ご案内の保険について◆

この保険(主契約)は、主に〈病気・ケガに備える保障〉をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。
お客さまのご意向が異なる場合や、ご不明な点がある場合は募集代理店またはネオファースト生命までご連絡ください。

万への備え (死亡保障)	病気・ケガへの備え (医療保障)	三大疾病への備え	保険料ご負担の サポート	将来の資金準備 (年金・一時金)
—	○	—	○	—



入院一時給付
保険

契約年齢
0歳~85歳

2018年2月版



「ネオdeいちじきん」は、病気やケガでの入院に一時金で備える**主契約**に、
「もっと備えておきたい」と思う保障を、**オプション**から選んでプラスできます。

主契約

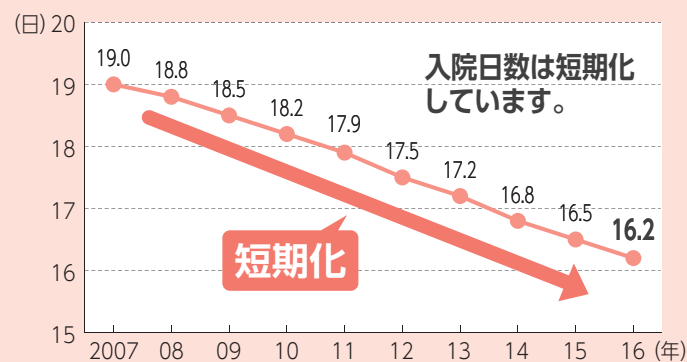


入院一時給付保険

入院時にかかる費用を
一時金でサポート！

一般的に医療保険の入院給付金は入院日数に応じた金額が支払われます。
「ネオdeいちじきん」は入院日数にかかわらず一時金が受け取れます。

平均在院日数の年次推移（一般病床）



出典：厚生労働省「平成28年 医療施設（動態）調査・病院報告の概況」より

オプション（特約）

特定生活習慣病入院一時給付特約



8大生活習慣病での入院を一時金でサポート！
8大生活習慣病での入院を手厚く保障します！

8大生活習慣病

- がん（上皮内がんを含む）
- 心・血管疾患
- 脳血管疾患
- 糖尿病
- 高血圧性疾患
- 肝疾患
- 脾疾患
- 腎疾患

女性疾病入院一時給付特約



がんや女性特有の疾病などでの入院を一時金でサポート！

支払対象となる疾病

- 乳がん
- 子宮頸がん
- 子宮筋腫
- 子宮内膜症
- リウマチ
- バセドウ病
- 帝王切開、切迫早産、流産 など

ストレス性疾病保障特約



現代人なら備えておきたいストレスによる疾病の治療を一時金でサポート！

支払対象となる疾病

- 所定の難聴
- メニエール病
- 十二指腸潰瘍
- 胃潰瘍
- 潰瘍性大腸炎
- 過敏性腸症候群
- うつ病
- パニック障害
- 強迫性障害
- 不眠症
- 自律神経失調症 など

先進医療特約



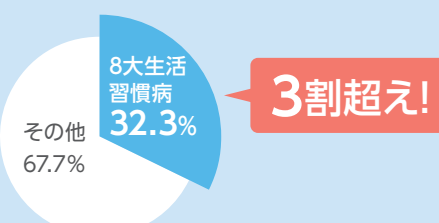
先進医療による療養を一時金でサポート！
健康保険対象外で、全先進医療の費用（技術料）を保障します！

特定疾病保険料払込免除特約（2018）



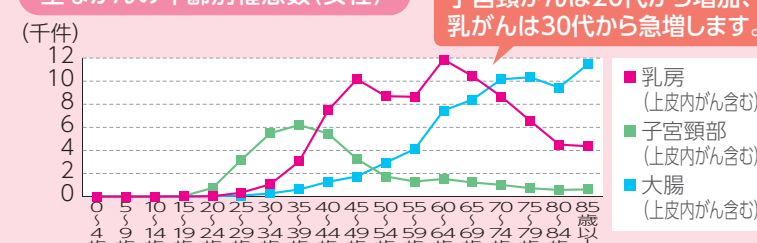
もしものとき、以後の保険料の**払込みが不要**となり経済的負担をサポート！

入院患者数に占める8大生活習慣病の患者数の割合



出典：厚生労働省「平成26年 患者調査」をもとに、ネオファースト生命にて作成

主ながんの年齢別罹患数（女性）



出典：国立がん研究センター「地域がん登録全国推計による2013年がん罹患データ」をもとにネオファースト生命にて作成

うつ病など気分[感情]障害の患者数は増加傾向！

約2.5倍！

43.3万人

1996年

111.6万人

2014年

出典：厚生労働省「平成8年および平成26年 患者調査」より

主な先進医療の平均費用

2015年7月1日～2016年6月30日の1年間の実績

先進医療技術名	1件あたりの先進医療費用	年間実施件数
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（白内障の手術）	約55万円	11,478件
陽子線治療（がんの治療）	約276万円	2,016件

出典：厚生労働省「第49回先進医療会議（2017年1月12日）」より

ネオd@いちじきん プラン例

主契約



無解約返戻金型
入院一時給付保険

病気やケガで入院したとき

日帰り入院から保障

+

お客さまのニーズに合わせ、さまざまな特約を組み合わせられます。

オプション(特約)



特定生活習慣病
入院一時給付特約

所定の生活習慣病で入院したとき

日帰り入院から保障



女性疾病
入院一時給付特約

がん(上皮内がんを含む)や所定の女性特有の疾病などで入院したとき

日帰り入院から保障



ストレス性疾病
保障特約

所定のストレス性疾病と診断されたとき

所定のストレス性精神疾病による療養状態が30日以上継続したと診断されたとき



先進医療特約

所定の先進医療による療養を受けたとき



特定疾病
保険料払込免除特約(2018)

特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当したとき

各保障(主契約・特約)の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.5～P.8「保障の詳細」、P.9～P.12「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]に記載しております。必ずご確認ください。
下記以外の保障の組み合わせ、給付金額をご希望の場合は募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

10万円プラン	5万円プラン	支払限度	保険期間	詳細ページ
入院1回につき 10万円	入院1回につき 5万円	180日に1回 通算50回	終身	P.5
入院1回につき 10万円	入院1回につき 5万円	180日に1回 通算50回	終身	P.6
入院1回につき 10万円	入院1回につき 5万円	180日に1回 通算50回	終身	P.5
1回につき 5万円	1回につき 2.5万円	180日に1回 通算2回	終身	P.7
1回につき 30万円	1回につき 15万円	180日に1回 通算10回		
先進医療にかかる技術料と同額		通算 2,000万円	10年更新 [*] (契約年齢が 81歳～85歳 の場合は終身)	P.8
以後の保険料の払込みは不要		—	終身	P.8

※健康状態・ご職業その他によっては、ご契約を制限させていただく場合があります。
なお、入院中の方はいかなる場合もお引き受けできません。

*特約の更新についてはP.11「先進医療特約の自動更新について」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」[ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

保障の詳細①



主契約（無解約返戻金型入院一時給付保険）

入院一時給付金額
10万円の場合 1回の入院につき**10万円**

●病気やケガで入院したとき、**日帰り入院から**一時金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払限度
入院一時給付金	病気やケガの治療を目的として入院したとき	180日に1回 通算50回

※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。



ご注意

＜解約返戻金について＞

- 保険料払込期間が終身の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後に解約されたときは、主契約の入院一時給付金額と同額の解約返戻金があります（保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります）。保険料払込期間中に解約されたときは、解約返戻金はありません。

入院時にかかる
費用は、
治療費だけでは
ありません。

以下のような費用がかかることもあります

- 入院中の差額ベッド代 ●入院中の食事代
- 入院中の衣料品代（パジャマなど）
- 入院中の日用品代（洗面用具など）
- 入院中の娯楽費（TV視聴代など）
- 家族・付添人の交通費
- 入院前後の通院代



所定の要件を満たした場合、
入院開始後に給付金をお受け取りいただけます。

☑ 詳細については、P.14をご確認ください。

給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については、P.9～P.12「お申し込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



特定生活習慣病入院一時給付特約

特定生活習慣病入院一時給付金額
10万円の場合 1回の入院につき**10万円**

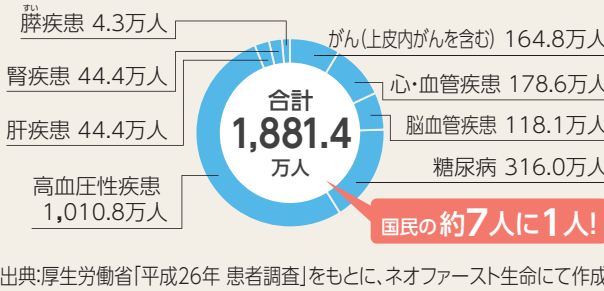
●所定の生活習慣病で入院したとき、**日帰り入院から**一時金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払限度
特定生活習慣病入院一時給付金	所定の生活習慣病の治療を目的として入院したとき	180日に1回 通算50回

支払対象となる疾病

所定の生活習慣病	例
がん（上皮内がんを含む）	胃がん、大腸がん、乳がん など
心・血管疾患	急性心筋梗塞、狭心症、心不全 など
脳血管疾患	脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血 など
糖尿病	糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症 など
高血圧性疾患	高血圧症、高血圧性心不全 など
肝疾患	肝硬変、肝炎、脂肪肝 など
脾疾患	慢性脾炎 など
腎疾患	慢性腎不全 など

所定の生活習慣病の患者数



ご注意

●年齢によっては支払事由に該当する可能性が低いこともあります。その点を考慮したうえで加入をご検討ください。



女性疾病入院一時給付特約

女性疾病入院一時給付金額
10万円の場合 1回の入院につき**10万円**

●がん（上皮内がんを含む）や所定の女性特有の疾病などで入院したとき、**日帰り入院から**一時金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払限度
女性疾病入院一時給付金	がん（上皮内がんを含む）や所定の女性特有の疾病などの治療を目的として入院したとき	180日に1回 通算50回

女性に多い疾病			女性特有の疾病			がん（女性特有のがんに限りません）			妊娠・出産にかかわる症状		
リウマチ	甲状腺腫	膀胱炎	子宮筋腫	卵巣のう腫	卵巣機能障害	乳がん	子宮体がん	子宮頸がん*	帝王切開	吸引分娩	子宮外妊娠
バセドウ病	橋本病	胆石症	子宮内膜症	子宮脱	女性不妊症	卵巣がん	卵管がん	腔がん	切迫早産	流産	妊娠糖尿病
膠原病	栄養性貧血	シェーグレン症候群	月経不順	閉経周辺期障害	乳腺炎	胃がん	肺がん	大腸がん	多胎分娩	産科的感染症	重症妊娠悪阻
		など			など	甲状腺がん	悪性リンパ腫	白血病			

*子宮頸部の高度異形成、CIN3を含みます。

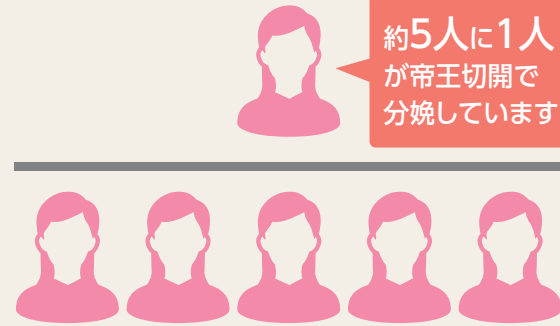
女性特有の病気の患者数

疾病名	1996年	2014年
子宮筋腫（子宮平滑筋腫）	8.9	10.4
乳がん	19.4	20.6
子宮内膜症	4.6	5.4

女性特有の病気の患者数は
20年前に比べて増加しています。

出典：厚生労働省「平成8年、平成26年患者調査」より

女性には妊娠・出産にかかわる症状も



出典：厚生労働省「平成26年 医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」をもとにネオファースト生命にて作成



ご注意

●年齢によっては支払事由に該当する可能性が低いこともあります。その点を考慮したうえで加入をご検討ください。

保障の詳細②



ストレス性疾病保障特約

基準給付金額2.5万円の場合
ストレス性疾病診断給付金
1回につき **2.5万円**
ストレス性精神疾病療養給付金
1回につき **15万円**

① 所定のストレス性疾病と診断されたとき、一時金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払限度
ストレス性疾病診断給付金	所定のストレス性疾病と診断されたとき	180日に1回 通算2回

支払対象となる疾病

前庭機能障害（メニエール病など）、騒音による内耳障害（音響外傷、騒音性難聴）、所定の難聴（突発性難聴など）、
胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群 など

② 所定のストレス性精神疾病による療養状態*1が30日以上継続したと診断されたとき、一時金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払限度
ストレス性精神疾病療養給付金	所定のストレス性精神疾病による療養状態*1が30日以上継続したと診断されたとき	180日に1回 通算10回

支払対象となる疾病

気分[感情]障害（躁病、うつ病など）、神経症性障害（恐怖症性不安障害、パニック障害、強迫性障害など）、
摂食障害（神経性大食症、拒食症など）、非器質性睡眠障害（不眠症、過眠症など）、
自律神経系の障害（自律神経失調症など） など
※対象となるストレス性精神疾病に統合失調症、飲酒や薬物使用による精神および行動の障害は含まれません。

*1「療養状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。
●医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため入院し、常に医師の管理下において治療に専念している状態
●医師による治療が継続しており、かつ、自宅等で医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態*2
*2「医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。ただし、医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合はこの状態に該当しません。
●ストレス性精神疾病により、一定期間の休務を伴う加療を要するとの診断が医師により行われ、休務している状態
●ストレス性精神疾病により、外出が困難であり、医師による一定の治療計画のもとに自宅等において医学管理を継続して受けている状態（不眠による強い眠気、不安感、倦怠感などがあるために外出が困難で、自宅等において治療に専念している状態が該当し、就業の有無を問いません）



●年齢によっては支払事由に該当する可能性が低いこともあります。その点を考慮したうえで加入をご検討ください。

給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項については、P.9～P.12「お申し込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



先進医療特約

先進医療にかかる技術料と同額

● 所定の先進医療による療養*を受けるとき、給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払限度
先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき	通算2,000万円

* 所定の先進医療については、P.11をご確認ください。
※先進医療特約は契約年齢0歳～80歳の場合、保険期間は10年更新となります。契約年齢81歳～85歳の場合、保険期間は終身となります。詳細についてはP.11および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「特定先進医療キャッシュレスサービス」について

[サービスの対象] 先進医療特約

特定の先進医療による療養（「重粒子線治療」または「陽子線治療」）をネオファースト生命所定の医療機関で受けられる場合に、ネオファースト生命が医療機関に直接先進医療給付金をお支払いするサービスです。

- ・治療開始前に先進医療給付金をご請求いただいた場合に、お支払いできるかを事前にお知らせし、治療開始後にネオファースト生命が先進医療給付金を医療機関に直接お支払いします。
- ・ご利用に際しては、ネオファースト生命所定の要件を満たすことが必要です。あらかじめ、治療開始前にネオファースト生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。
- ・ご利用は任意となります。（2018年1月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります。）



特定疾病保険料払込免除特約（2018）

特定疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）により
所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みは**不要**になります。

● 所定の事由

がん	初めて所定のがん（約款に定める悪性新生物）と医師により診断確定されたとき ただし以下に該当する場合など、払込免除対象とならない場合があります。 ①上皮内がん（非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含む）など ②責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたとき	
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞の治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき	または ※対象の手術については「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
脳卒中	脳卒中の治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき	

※特定疾病保険料払込免除特約（2018）の型はI型となります。

お申し込みにあたって必ずご確認ください事項

無解約返戻金型入院一時給付保険(主契約)について

- 給付金のお支払いは、責任開始期以後に生じた病気または傷害を原因とする場合に限りです。
- 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合などはお支払いの対象になりません。
- 死亡または高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**
- 保険料払込期間中に被保険者が死亡されたときは、返戻金はありません。**保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後の保険期間中に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院一時給付金額と同額の返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。
- 入院一時給付金のお支払いは、180日に1回かつ支払回数を通算して50回が限度となります。
- 直前の入院一時給付金の支払事由に該当した日から180日を経過する日を含んでお支払いの対象となる入院が継続している場合には、その翌日に入院一時給付金をお支払いします。
- 支払回数が通算して50回に達した場合には、ご契約は消滅します。ご契約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。
- 契約者配当金はありません。
- 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取り扱いはありません。
- 特約の中途付加の取り扱いはありません。**
- 保険料払込期間中に解約されたときは、解約返戻金はありません。保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後に解約されたときは、主契約の入院一時給付金額と同額の解約返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。主契約の保険料払込期間が終身の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**

特定生活習慣病入院一時給付特約について

- 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合などはお支払いの対象になりません。
- 特定生活習慣病入院一時給付金のお支払いは、180日に1回かつ支払回数を通算して50回が限度となります。
- 直前の特定生活習慣病入院一時給付金の支払事由に該当した日から180日を経過する日を含んでお支払いの対象となる入院が継続している場合には、その翌日に特定生活習慣病入院一時給付金をお支払いします。
- 支払回数が通算して50回に達した場合には、特約は消滅します。特約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。
- 本特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- 解約された場合や被保険者が死亡された場合でも、この特約から解約返戻金等のお支払いはありません。**

女性疾病入院一時給付特約について

- 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合などはお支払いの対象になりません。
- 女性疾病入院一時給付金のお支払いは、180日に1回かつ支払回数を通算して50回が限度となります。
- 直前の女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当した日から180日を経過する日を含んでお支払いの対象となる入院が継続している場合には、その翌日に女性疾病入院一時給付金をお支払いします。
- 支払回数が通算して50回に達した場合には、特約は消滅します。特約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。
- 本特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- 解約された場合や被保険者が死亡された場合でも、この特約から解約返戻金等のお支払いはありません。**

ストレス性疾病保障特約について

- 対象となるストレス性精神疾病に統合失調症、飲酒や薬物使用による精神および行動の障害は含まれません。
- ストレス性疾病診断給付金のお支払いは、180日に1回かつ支払回数を通算して2回が限度となります。
- ストレス性精神疾病療養給付金のお支払いは、180日に1回かつ支払回数を通算して10回が限度となります。
- ストレス性疾病診断給付金、ストレス性精神疾病療養給付金ともに支払回数が通算限度に達した場合には、特約は消滅します。特約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。
- ストレス性疾病診断給付金の支払事由に該当した日から180日経過後にストレス性疾病診断給付金を支払うこととなったストレス性疾病の治療が継続していても、ストレス性疾病診断給付金はお支払いしません。ストレス性疾病とは異なるストレス性精神疾病を発病した場合、またはこの特約の責任開始期以後に発病したストレス性精神疾病が再発した場合はお支払いの対象となります。
- 本特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- 解約された場合や被保険者が死亡された場合でも、この特約から解約返戻金等のお支払いはありません。**
- ストレス性精神疾病療養給付金の支払事由に該当した日から180日経過後にストレス性精神疾病療養給付金を支払うこととなったストレス性精神疾病による療養状態が継続していても、ストレス性精神疾病療養給付金はお支払いしません。ストレス性精神疾病療養給付金を支払うこととなったストレス性精神疾病とは異なるストレス性精神疾病を発病した場合、またはこの特約の責任開始期以後に発病したストレス性精神疾病が再発した場合はお支払いの対象となります。

先進医療特約について

- お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであることのすべてを満たすものに限りま。したがって、医療行為・症状、医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。
- 先進医療給付金の支払額は、通算して2,000万円が限度となります。
- 支払額が通算して2,000万円に達した場合には、特約は消滅します。特約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるネオファースト生命の特約に重複して加入することはできません。
- 本特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 解約された場合や被保険者が死亡された場合でも、この特約から解約返戻金等のお支払いはありません。

先進医療特約の自動更新について

- 先進医療特約については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。特約の自動更新をご希望にならない場合は、**特約の保険期間満了日の2か月前まで**に、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が91歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 更新後の特約には、更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 主契約の保険料払込期間が有期のご契約において、主契約の保険料払込満了後も、この特約については、保障を継続される場合、保険料の払込みが必要です。

特定疾病保険料払込免除特約(2018)について

- 主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定された場合、保険料払込免除の対象にはなりません。
- 急性心筋梗塞・脳卒中については、発病しただけでは保険料払込の免除事由には該当しません。
- 保険料払込免除事由に該当した場合、以後の保険料は主契約・特約ともに払込免除となります。
- 保険料払込期間が有期の場合で、特定疾病保険料払込免除特約(2018)が付加された契約の主契約の保険料払込期間満了後、先進医療特約を継続し保険料を払い込んでいるときに保険料払込免除事由に該当した場合、以後の特約の保険料は払込免除となります。
- 保険料払込免除後に特約の保険期間満了となった場合、保険料の払込みは免除のまま特約は自動的に更新され継続されます。
- 保険料の払込みが免除された場合、給付金額の減額などの所定のご契約内容変更の取り扱いはありません。
- 保険料の払込みが免除された場合でも、保険料払込期間の満了後にご契約が解約されたとき、または被保険者が死亡されたときには、主契約の入院一時給付金額と同額の返戻金があります。
- 特定疾病保険料払込免除特約(2018)の付加により、保険料は特定疾病保険料払込免除特約(2018)を付加しない場合よりも高くなります。
- 本特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 解約された場合や被保険者が死亡された場合でも、この特約から解約返戻金等のお支払いはありません。

お子さまの保険加入のご検討にあたって

- お子さまが医療機関で診療を受けたとき、自治体によっては健康保険などの自己負担分について助成を受けられる「こども医療費助成制度」があります。たとえば、中学卒業まで医療費の自己負担分の全額が助成される場合もありますので、確認のうえ加入をご検討ください。なお、助成の期間や金額等は自治体により異なります。詳細はお住まいの市区町村にお問合せください。

ご契約後のサービス

ネオファースト生命は、お客さまの健康の維持・増進を支援する商品・サービスを提供してまいります。

【サービス例】

24時間電話健康相談サービス

提供: ティーベック(株)

無料

ご利用対象: ご契約者さまおよび被保険者さまとご家族の方(*1)

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。

ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい。

夜中にやっている救急病院を教えてください。

セカンドオピニオンサービス

提供: ティーベック(株)

無料

ご利用対象: ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。紹介状(診療情報提供書)も無料で発行できます。

たとえばこんなときに

手術しか治す方法はないと言われたが、他の治療法はないの…?

「健康第一 for ネオファースト生命」プレミアム

健康第一

ご利用対象: ご契約者さまとご家族の方(*2)

ご自身の健康状態をチェックし、ピッタリのプログラムを選択できます。

病気等で治療中の方は、医師とご相談のうえ、ご利用ください。

1 現在の健康状態をチェック

2 改善コースを選択

3 4つのタスクを毎日実行

4 抽選

※ご契約後のサービスはネオファースト生命の保険商品の保障の一部ではありません。ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。
 ※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※ご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、お電話にてネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。
 ※日本国内のご利用に限り。また、一部のサービスについては地域によってご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険期間が終了するまでとなります。
 ※ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
 (*1)ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。
 (*2)ご家族の方は、ご契約者さまの家族情報登録が必要です(上限13人)。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <http://neofirst.co.jp> **ネオファースト生命**

(登)B17N1139(2017.10.24)②

「入院費用前払いサービス」について

入院費用前払いサービス

[サービスの対象]

主契約(入院一時給付保険)

入院時には、入院前の検査費用、病院への入院保証金の支払い、日用品代やご家族の交通費などの諸費用がかかる場合があります。給付金は一般的に退院後のご請求となるため、入院開始時に諸費用を一時的にご準備いただく必要があります。「入院費用前払いサービス」をご活用いただくと、入院初期の段階で入院一時給付金を受け取ることが可能になり、入院開始時の諸費用にもご利用いただけます。これにより、安心して治療に専念いただけます。

入院治療予定であることを医療機関から告げられたら(入院診療計画書・病院に支払う入院保証金の領収書など入院予約に必要な書類が発行されたら)入院前にご連絡ください。

ネオファースト生命コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00～19:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

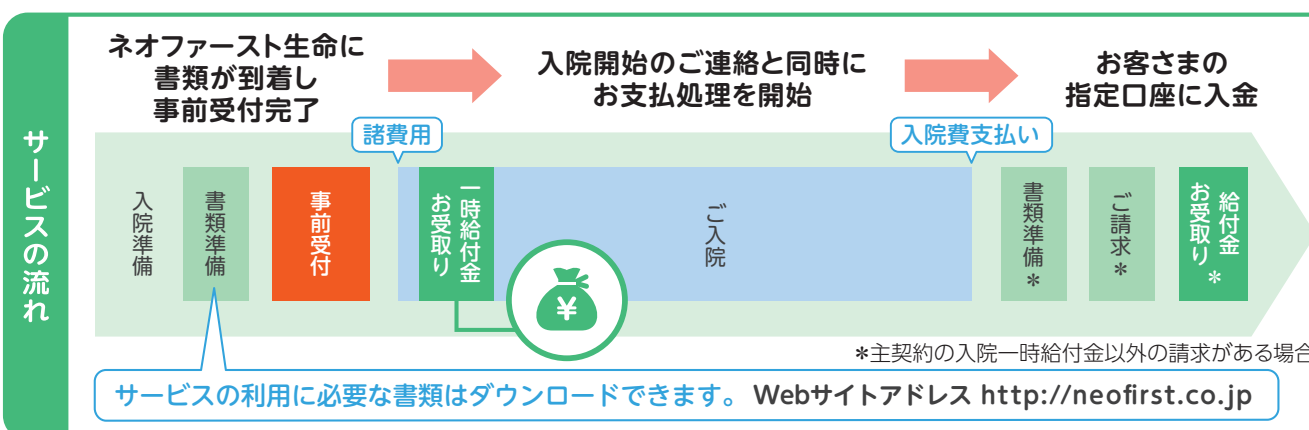
入院に必要な諸費用

入院前の検査費用

病院への入院保証金

日用品代

ご家族の交通費 など



⚠ ご契約後2年以内の病気を原因とする入院ではないことや、過去6か月以内に入院したことがないこと等、一定の条件がございますので、サービスの詳細についてはコンタクトセンターにお問い合わせください。

ネオファースト生命オリジナルキャラクター

ネオファースト生命のロゴから飛び出した妖精たちです!

